

全国カラオケ事業者協会

一、著作権等管理事業法が遵守されているかについては、十分な指導・監督が徹底されるべきである。貴課が公表されている「著作権等管理事業者に対する指導・監督について」(以下、「貴課指導監督方針」という)に基づいて、定期報告徴収及び実施計画に基づく立入検査による業務の状況や帳簿等の検査を徹底されるとともに、利用者の利益を害する事実があると認められる場合には、業務改善命令、更には必要に応じて、登録の取消、業務の停止処分等が迅速に検討されるべきである。

二、また、昨今、多数の著作権等管理事業者の登録が出てきており、管理対象として演奏権を掲げている著作権等管理事業者が社団法人日本音楽著作権協会(以下「JASRAC」という)のほかにも存在するが、実際には、それら新規参入の著作権等管理事業者は、演奏権の管理業務は行っていないと思われる。

著作権等管理事業者の登録する際に管理対象として掲げる支分権については、実際に行っているもののみを登録すべきであり、貴課指導監督方針に触れているように、事業を開始していない場合及び事業を行っていない場合は、当該項目について登録取消の方向で指導監督されるべきである。

三、そもそも、上記の背景として、昨今、著作権等管理事業者の登録が相次ぎ、いずれの著作物についてどの支分権が、どの著作権等管理事業者によって管理されているのかがわかりにくく、これらの情報が利用者側にわかりやすい形で開示されていない。また、今後は支分権や利用形態の区分によって窓口が分散する可能性もあり得るところである。

そのように複数の著作権等管理事業者の許諾を得たり、対応窓口と連絡を取る必要が出てきた場合の事務処理やコストの増加、さらには複数の著作権等管理事業者から利用許諾を求められることにより、これまでより使用料が高額になるといった事態もあり得る。

また、新規参入時に厳格な事前チェックができないとすると、実態のない著作権等管理事業者も登録を行うことができる余地が発生する。また、当該著作権等管理事業者が、本当に権利者から著作権の信託を受けているのかどうかを利用者(演奏権使用料を支払う飲食店等)から確認することができない現状下では、ただ営利を目的としただけの「著作権等管理事業」と銘打った権利主張が横行することもある。

よって、新規参入時の審査は、より厳格に行われる必要があると考える。

四、また、これは旧著作権仲介業法以来の問題点であるが、いわゆる利用者代表以外の利用者の意見が反映されにくく、利用者代表が存在しない利用区分における意見聴取が困難である等、以前からの問題点が解消されておらず、改善が必要である。さらに、そもそも利用区分をどのように設定するか、その点に関する利用者等との協議の機会が手続上保障されておらず、この点も改善が必要であると

考える。

五、なお、管理対象として演奏権を掲げている著作権等管理事業者の使用料規程は、その制定に際して、利用者代表との協議もなされておらず（そもそも使用料規程を定めるには利用者代表との十分な協議が必要なはずである）JASRAC の規程を参考にする程度である。これがまかり通るならば、いったん登録さえすれば、一方的に使用料規程を定め、使用料を上乗せできることになる。

利用者（演奏権使用料を支払う飲食店等）は、全ての楽曲が包括的に使用できることを前提として現行の JASRAC 使用料を支払っている。加えて言えば、現行の JASRAC 使用料だけでも高額な負担となっており、これ以上の負担は不可能である。これに新たに使用料が上乗せされ、これ以上の負担が増えるならば、使用料の未払いが横行することになり、業界秩序が乱れることになる。

こうした危惧が現実にならないためにも、著作権等管理事業者の登録に際しての審査基準の見直しや監督基準の見直しなど、現行制度の抜本的見直しを強く要望するところである。

以上